

◎新潟県告示第811号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月30日（月）	午前10時から正午まで	魚沼市役所堀之内庁舎	魚沼市全域
7月31日（火）	午後1時から3時30分まで	小出郷総合体育館	
8月1日（水）			
8月2日（木）		小出南部いきいきスポーツセンター	
8月3日（金）		魚沼市地域振興センター	
8月6日（月）		魚沼市役所広神庁舎	
8月7日（火）		魚沼市役所守門庁舎	
8月8日（水）		魚沼市入広瀬会館	
8月9日から平成25年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12月31日、1月2日、 1月3日を除く	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会